

第2 消防用設備等の設置単位

- 1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、防火対象物について特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）がない限り、棟であり、敷地ではないこと。
 - （1）棟とは、原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。
 - （2）本基準に適合する場合は、原則として政令別表第1の適用にあたって別の防火対象物として扱うものであること。

- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）や地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線管その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

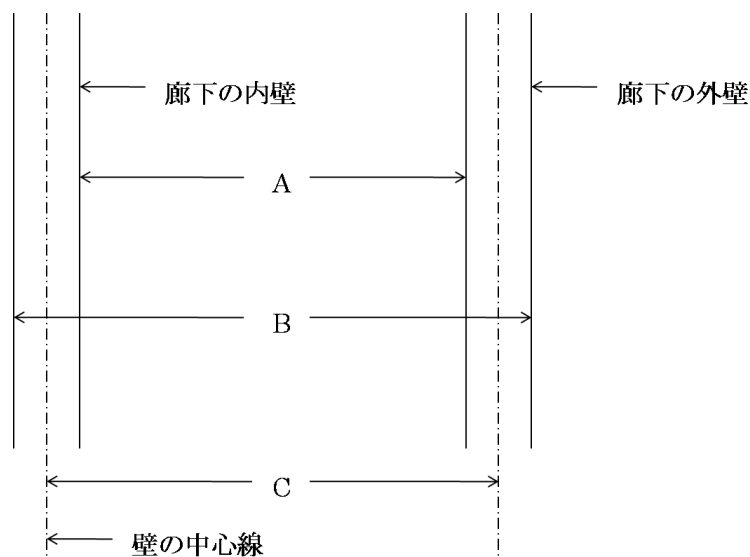
ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。◆①

- （1）建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（第3－1図参照）

渡り廊下の有効幅員の算定はA(内壁間の距離)とする



第2－1図

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。ただし、次の（ウ）から（オ）までに適合する場合は、この限りでない。

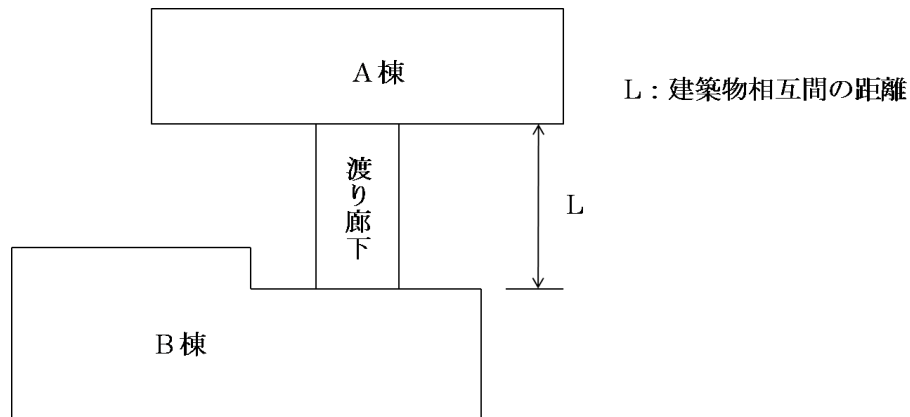
（ア）（1）の規定が適用されるものについても、開放廊下を除き、次により指導すること。

- a 建築物の両端の接続部分には防火設備を設けること。
- b 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする。

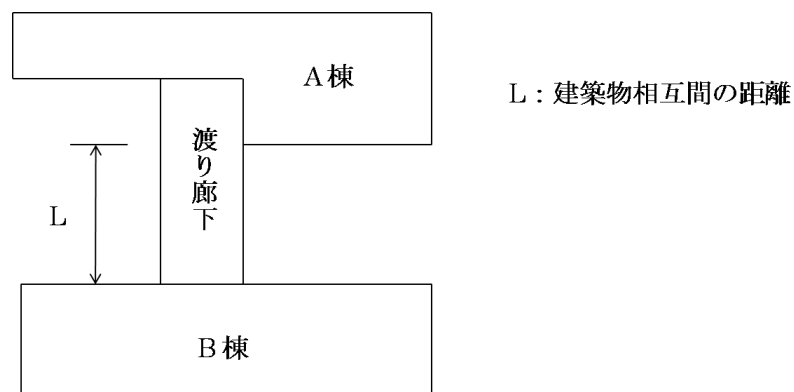
（イ） 建築物相互間の距離は、次によること。（第3-2図参照）

- a 渡り廊下が接続する部分の建築物相互の距離によること。◆②
- b 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。◆③
- c 建築物相互間の距離が、階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。◆④

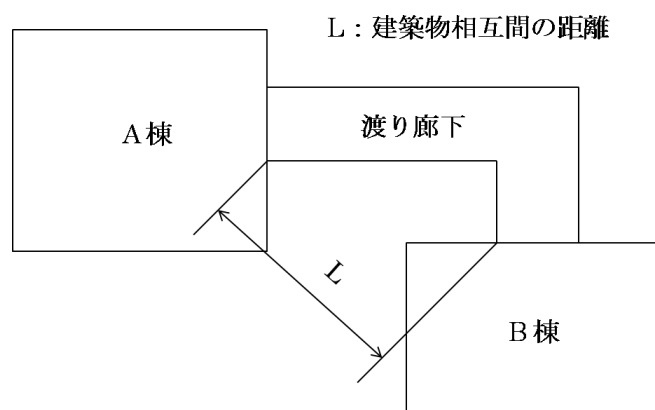
①



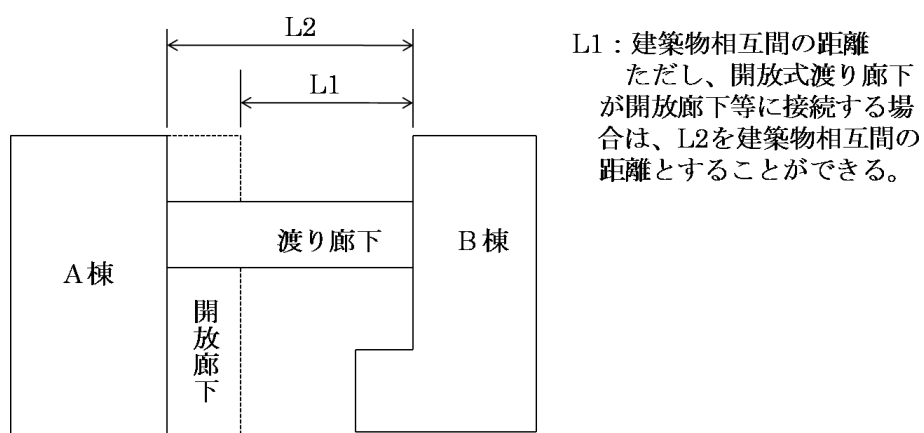
②



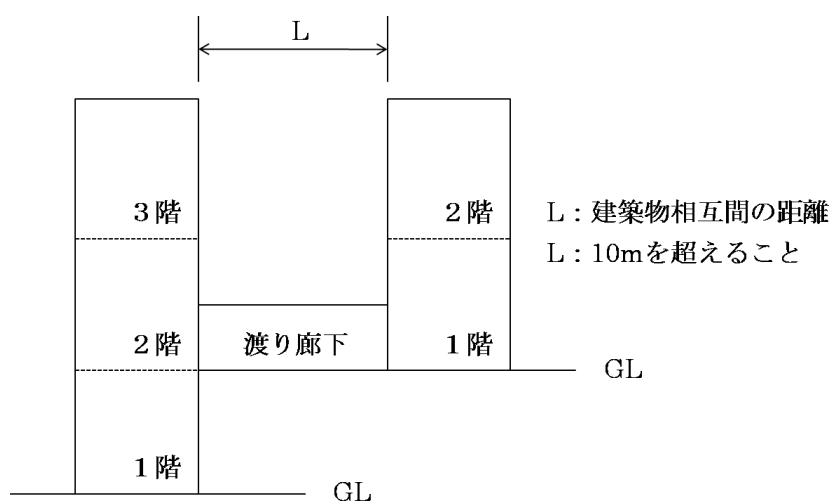
③



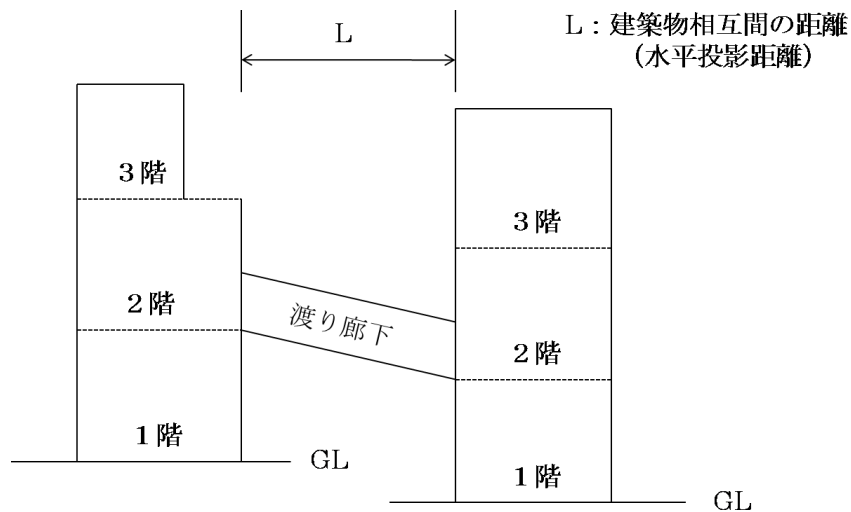
④



⑤

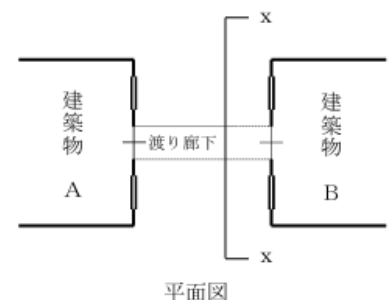


⑥



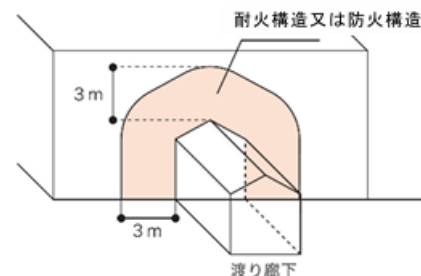
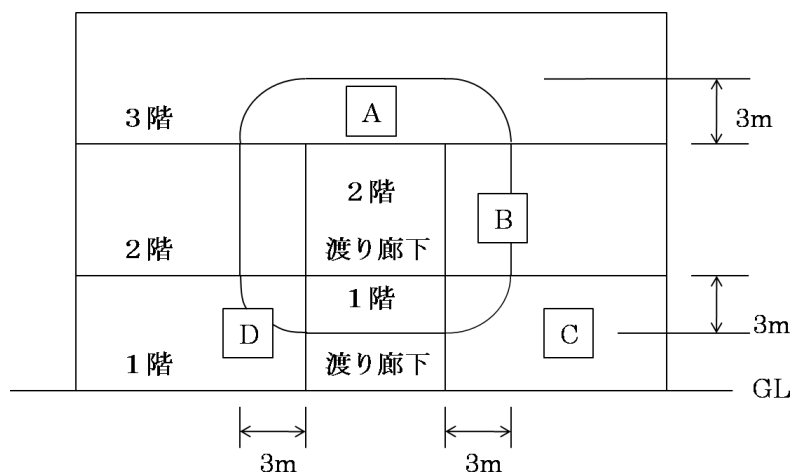
第2-2図

- (ウ) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の（エ）において同じ。）については、次のa又はbによること。
- a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
 - b a以外のものについては、防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。
- ※ スプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備での技術上の基準は政令第12条第2項の規定の例によること。
- (エ) 前（ウ）の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、次のa及びbに適合する場合は、この限りでない。
- a 開口部の面積の合計は、接続される建築物ごと、かつ接続される階ごとに算定した場合に4㎡以下であること。（第3-3図参照）
 - b 開口部には、防火設備が設けられていること。
- ※ 面積4㎡以内の開口部とは、下記の図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計がそれぞれ4㎡以下のものをいうものであること。

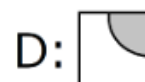
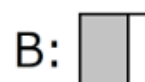


渡り廊下の接続部分からそれぞれ 3 m 以内の距離にある開口部の算定

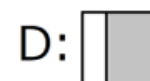
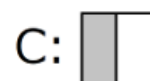
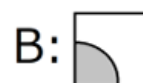
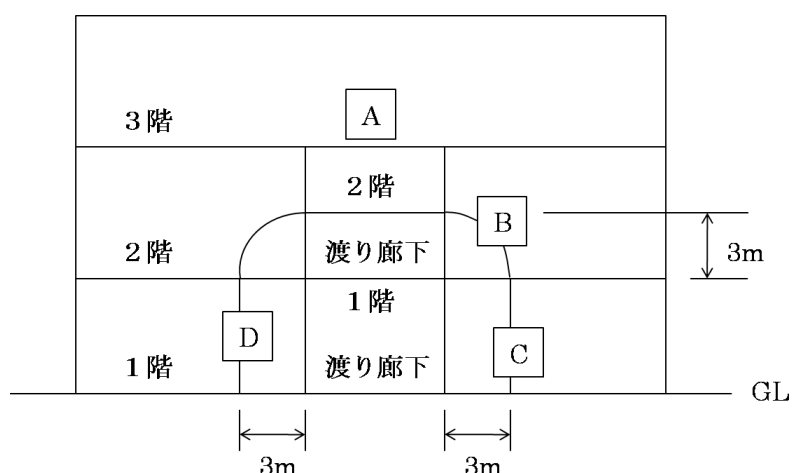
① 渡り廊下部分が 1 階、2 階とも吹き抜け等の開放式以外の場合



【イメージ図】



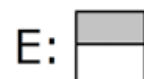
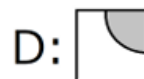
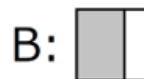
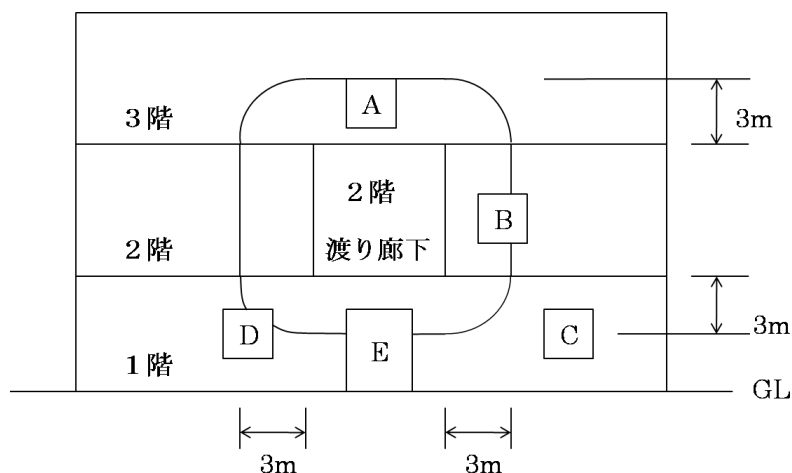
2 階の渡り廊下の接続部分からそれぞれ 3 m 以内の距離にある部分の開口部を各階毎に判定する場合は、 $A+B+D=4\text{ m}^2$ 以下とすること。



1 階の渡り廊下の接続部分からそれぞれ 3 m 以内の距離にある部分の開口部を各階毎に判定する場合は、 $B+C+D=4\text{ m}^2$ 以下とすること。

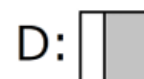
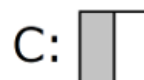
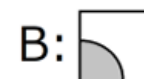
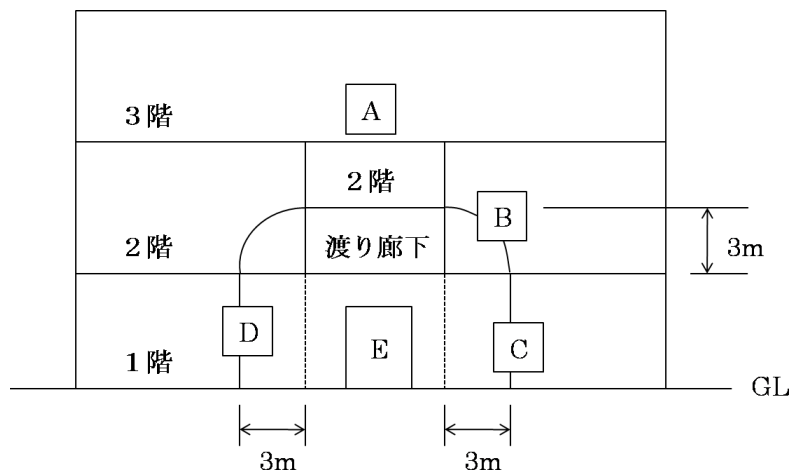
② 渡り廊下部分の1階が吹き抜け等の開放式の場合

E: 1階渡り廊下の出入口



2階の渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分の開口部を各階毎に判定する場合は、 $A+B+D+E=4\text{ m}^2$ 以下とすること。

E: 1階渡り廊下の出入口



1階の渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分の開口部を各階毎に判定する場合は、 $B+C+D=4\text{ m}^2$ 以下とすること。

1階渡り廊下の出入口の面積の合計は、 $E=4\text{ m}^2$ 以下とすること

第2-3図

(オ) 渡り廊下については次の a 又は b によること。

a 吹き抜け等の開放式であり、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。

開放式の渡り廊下とは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

- (a) 建築物相互間の距離が 1 m 以上であり、かつ廊下の両側面の上部が天井高の $1/2$ 以上又は 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。
- (b) 建築物相互間の距離が 1 m 以上であり、かつ廊下の片側面の上部が天井高の $1/2$ 以上又は 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から 50cm 以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの。

b 前 a 以外のものについては、次の (a) から (e) までに適合すること。

- (a) 建築物相互間の距離は 1 m 以上であること。
- (b) 建基政令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- (c) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部（出入口の部分）の面積の合計はいずれも 4 m² 以下であり、当該部分には防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

※ 防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して建基政令第 112 条第 14 項第 2 号で定める防火戸を設けること。

(d) 渡り廊下と建築物の接続部は、出入口の部分を除き、次に適合すること。

- ① 耐火構造又は防火構造の壁で区画されていること。
- ② 区画の壁を暖房、冷房、換気若しくは排煙設備の風道（以下、この第 3 において「風道」という。）が貫通する場合は、区画貫通部又はその直近の箇所には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーが設けられていること。ただし、排煙設備の風道が貫通する場合は、温度ヒューズ（溶解温度 280 度以上）の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーとすること。
- ③ 区画の壁を電気配管、給排水管等が貫通する場合は、建基政令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号に適合するものとし、かつ、当該配管等と当該配管等を貫通させるために区画に設ける開口部との隙間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置がされていること。

(e) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が、政令第 12 条第 2 項の規定の例により設けられているものにあつてはこの限りでない。

- ① 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の $1/3$ 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の $1/3$ 以上の長さで高さ 1 m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

※ 渡り廊下の天井面に設ける自然排煙口の幅は、廊下の幅員となるように指導すること。

渡り廊下の外壁面に設ける自然排煙口の位置は、天井面から 1.5 m 以内とすること。

- ② 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

※ア 機械排煙設備は、次の減圧方式又は加圧方式とすること。

減圧方式は、排煙風量が 1 秒間に 6 m^3 以上の能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ 10 cm 以上とすること。

加圧方式は、水柱圧力が 2 mm 以上の能力を有するものとする。

- ① 排煙設備の非常電源は、第3章第1節第3非常電源の基準の例によること。

なお、この場合、非常電源の種別は省令第12条第1項第4号かっこ書きの規定を適用しないことができるものであること。

- (2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のア又はイに適合する場合

なお、天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該連絡通路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡通路の天井の長さが概ね 2 m にわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

また、側壁部分が開放されているものは、前（1）の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア 連絡路の長さが 20 m 未満の場合は、次の（ア）から（ク）までに適合するものであること。

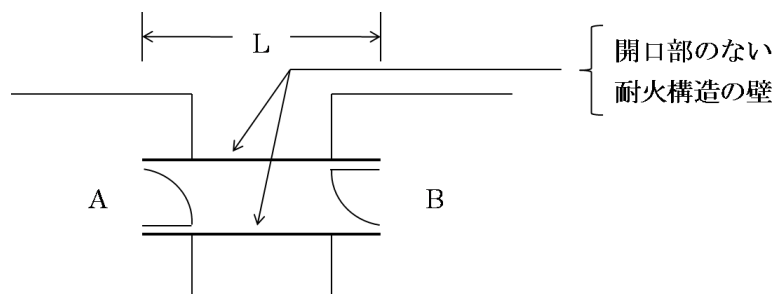
（ア） 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は耐火構造であること。

（イ） 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

（ウ） 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

（エ） 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は 6 m 以上であり、その幅員は 6 m 未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

- a 第3－4図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



第2－4図

- b スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さはできるだけ2m以上とすること。
- (オ) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。なお、当該区画を風道、電気配管、給排水管等が貫通する場合は、前(1)．ウ．(オ) b．(d)．②及び③によること。
- (カ) 前(オ)の出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。
- (キ) 前(オ)の出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
- (ク) 地下連絡路には、前(1)．ウ．(オ)．b．(e)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が政令第12条第2項の規定の例により設けられている場合は、この限りでない。
- イ 連絡路の長さが20m以上の場合は、前ア．(ア)．(イ)．(ウ)及び(オ)並びに次の(ア)及び(イ)に適合するものであること。
- (ア) 地下連絡路の幅員は6m未満であること。
- (イ) 接続部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。
- (3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合
- ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及び下地材料は不燃材料であること。
- ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。なお、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、同様の措置を行うように指導すること。

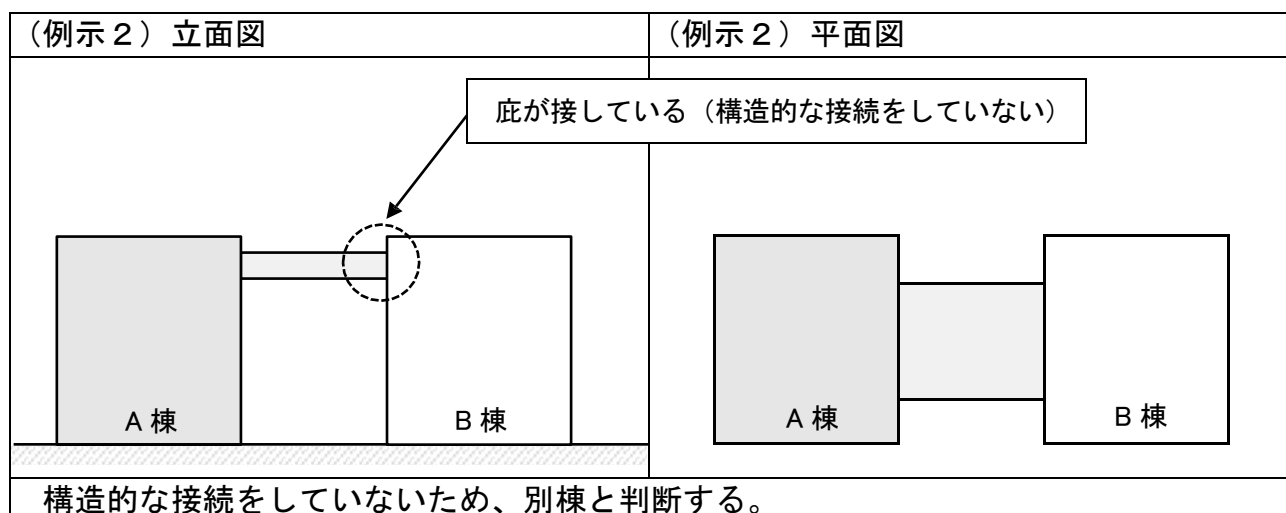
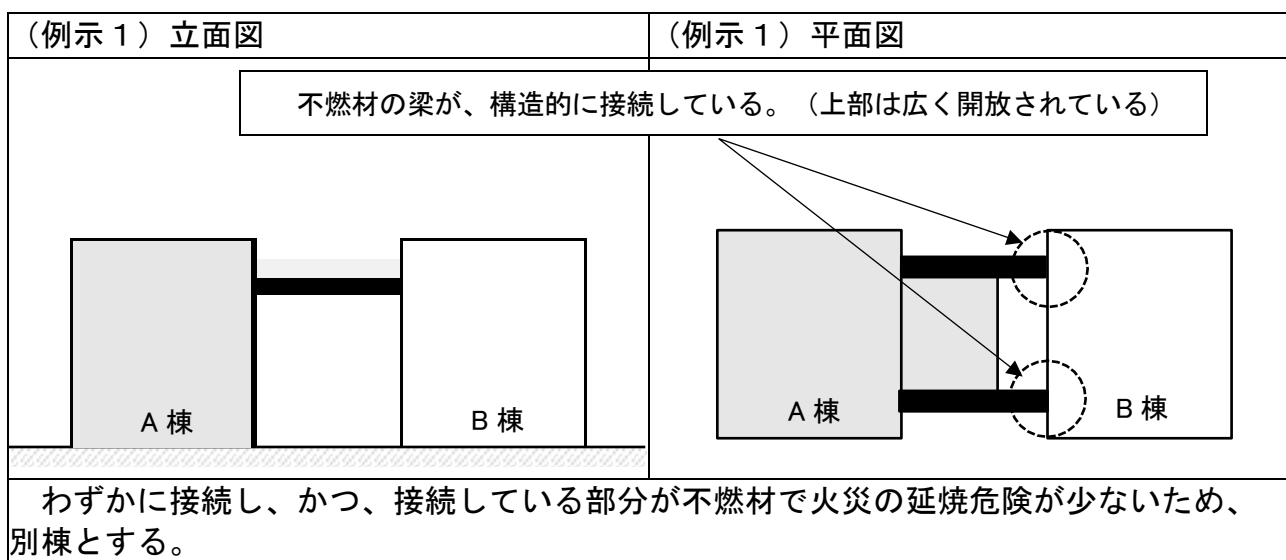
エ 前アの点検のための開口部（建物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部 2 m²以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

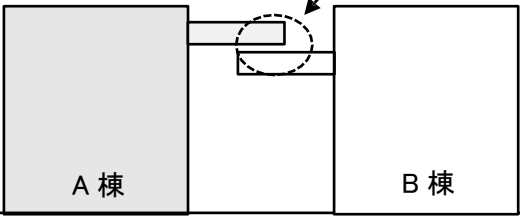
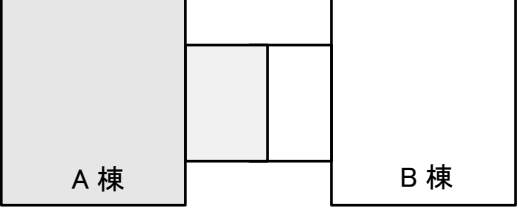
オ 前アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

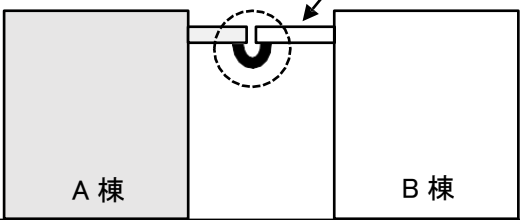
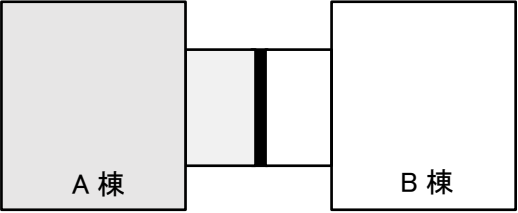
3 前2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

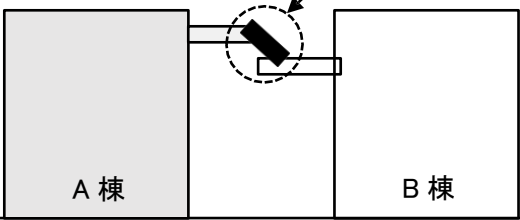
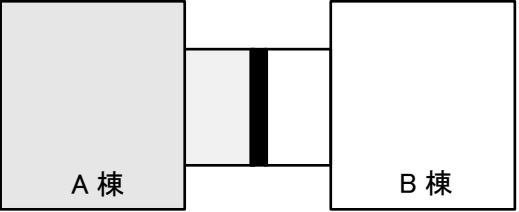
(1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合や屋根が交差している場合又は簡易的な固定（釘やボルトなど）で、市販の工具（電気工具を除く）を用いて容易に切り離せるもののほか、構造的な接続がわずかで、かつ、火災の延焼危険が少ないと判断できる場合（例示 1～6 参照）

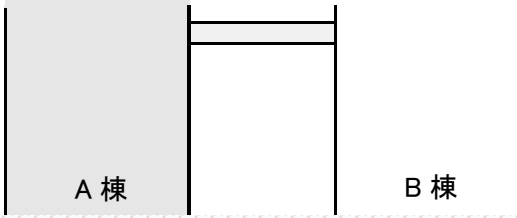
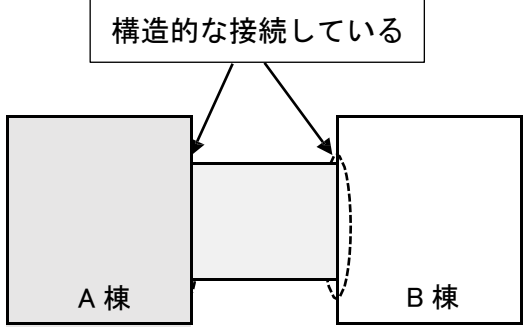
※ 例示によらないものや判定に疑義が生じるものは、予防課で協議をして決定する。



(例示 3) 立面図	(例示 3) 平面図
 底が重なっている（構造的に接続していない）	
構造的な接続をしていないため、別棟と判断する。	

(例示 4) 立面図	(例示 4) 平面図
 雨どいの共有（構造的な接続をしていない）	
構造的な接続をしていないため、別棟と判断する。	

(例示 5) 立面図	(例示 5) 平面図
 簡易的な雨よけ（構造的な接続はしていない）	
構造的な接続をしていないため、別棟と判断する。	

(例示6) 立面図	(例示6) 平面図
	
構造的な接続のため、26号通知の取扱いで判断する。	

(2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、概ね20㎡以下であること。ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合にあっては、この限りでない。

イ 前アの開口部には、特定防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

ウ 前イの防火設備が防火シャッターである場合は、直近に建基政令第112条第14項第2号に定める防火戸が設けられていること。ただし、当該防火シャッターが2段降下方式等避難上支障のない場合を除く。

4 既存防火対象物の取扱い

既存防火対象物（昭和50年3月31日現に接続されているものをいう。）が相互に地下連絡路（公共用のものを除く。）又は渡り廊下（以下この項において「連絡路等」という。）で接続されている場合で、延焼防火上有効な状態にあるものは、次のいずれかにより取り扱うことができるものであること。

(1) 昭和50年3月31日までに於いて連絡路等の位置、構造、設備その他の条件を付して別の防火対象物として取り扱ったもので、当該条件を維持しているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

(2) 連絡路等の構造が前2. (2). アの各号（（カ）を除く。）に適合する場合は、同（カ）号中「4㎡」とあるのを「8㎡」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

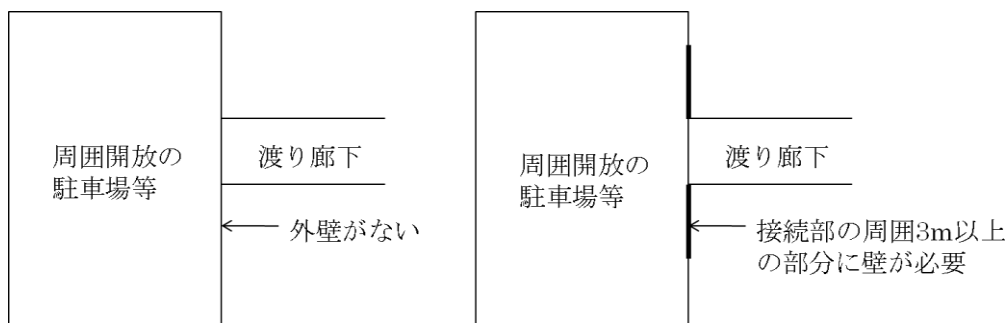
(3) 連絡路等の構造が前2. (2). アの各号（（カ）及び（ク）を除く。）に適合し、かつ、連絡路等の長さが10m以上である場合は、同（カ）号中「4㎡」とあるのを「8㎡」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

- 5 別棟とみなされた場合、各棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定（以下「項判定」という。）及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。
- (1) 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。
- (2) 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。◆⑤◆⑥

6 その他

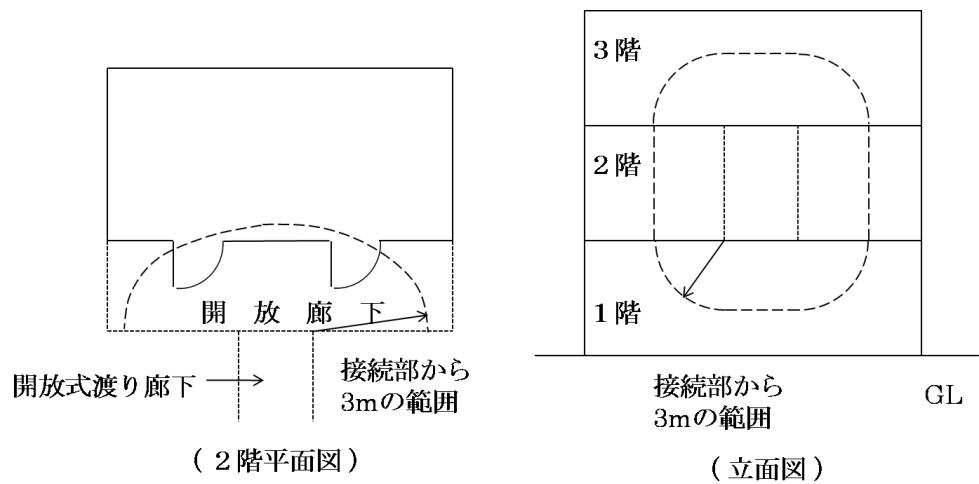
- (1) 一の建築物の内部を耐火構造の壁等で区画し、その間に通路又は洞道を設けるものは、当該通路又は洞道が渡り廊下、地下連絡路又は洞道（以下「渡り廊下等」という。）の形態を有するものであっても、同一の建築物として取り扱う。
- (2) 渡り廊下が各階に重なって設けられている場合等、近接して設けられている場合は、前2. (1) の基準はそれぞれの渡り廊下ごとに適用する。この場合において、前2. (1) . ウ. (エ) . aの面積には、当該渡り廊下の出入口以外の出入口（開放式の渡り廊下に設けるものに限る。）の面積を合算して算定する。
- (3) 前2. (1) . ウ. (ウ)の接続部に外壁がないものにあつては、渡り廊下と建築物との接続部に外壁を設けなければならないものとする。（第3－5図参照）
- ただし、前2. (1) . ウ. (オ) . aに適合する渡り廊下が、開放廊下又はピロティ（通行以外の用途に供しないものに限る。）等に接続するもので、次の措置が講じられた場合はこの限りでない。（第3－6図参照）
- ア 接続部から3m以内の距離にある外壁及び屋根は前2. (1) . ウ. (ウ) . a又はbに適合すること。
- イ 前アの外壁及び屋根に開口部を設ける場合は、次に適合すること。
- (ア) 防火設備が設けられていること。
- (イ) 接続階にある出入口（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。）の面積の合計は、4㎡以下であること。
- (ウ) 前(イ)以外の開口部の面積の合計は、4㎡以下であること。

渡り廊下の接続部が左図のように外壁がないものを本基準に適合させる場合は
下図のように接続部の周囲3m以上の部分に外壁を設けなければならない

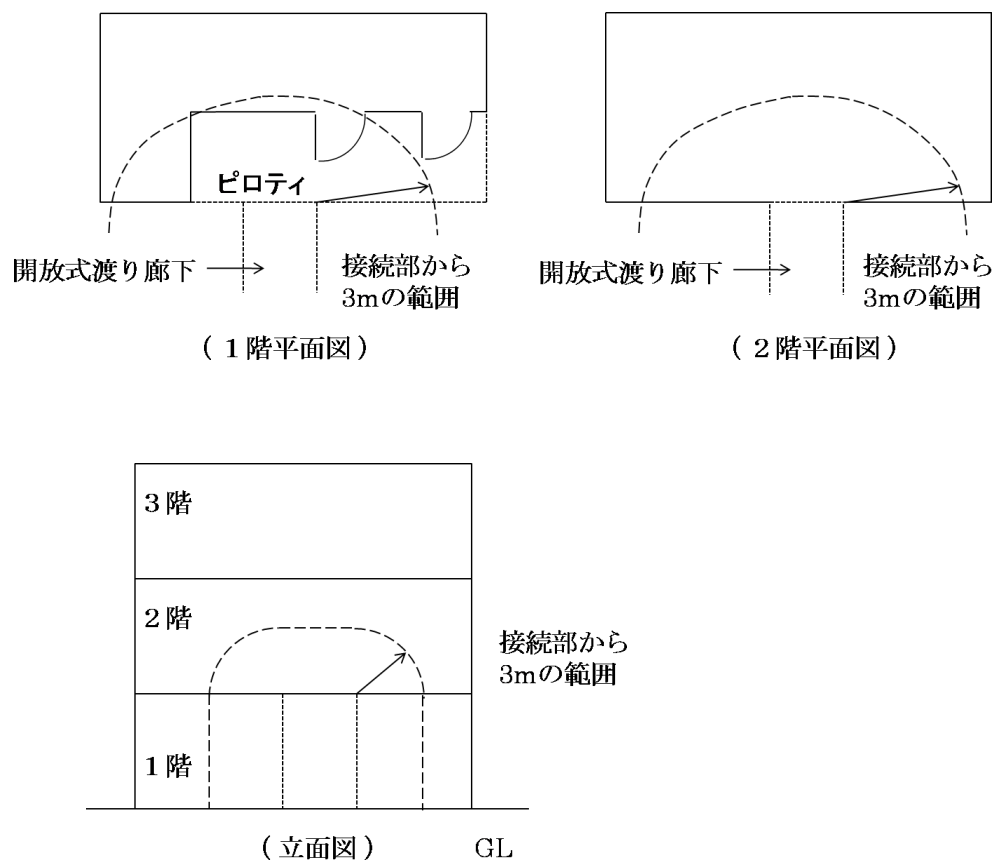


第2－5図

- ① 開放式渡り廊下が開放廊下に接続する場合、接続部に外壁を設けず接続部から3 m 以内を措置することよい



- ② 開放式渡り廊下がピロティに接続する場合、接続部に外壁を設けず接続部から3 m以内を措置することよい

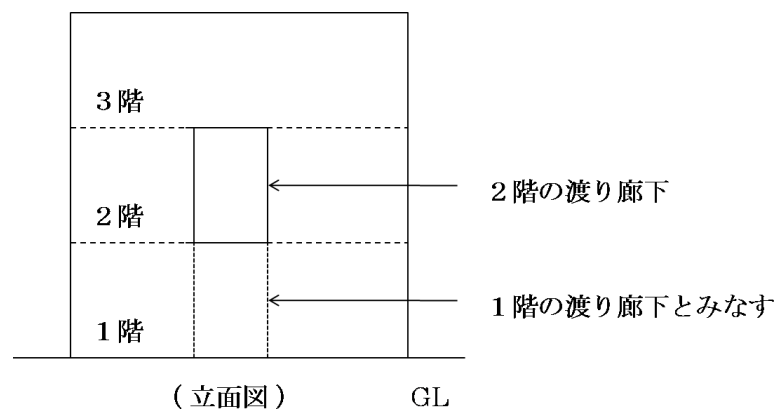


第2-6図

(3) 渡り廊下の下部の地盤面を建築物相互の連絡通路として使用するもの（以下「下部通路」という。）は、当該部分を渡り廊下とみなすこと。（第3－7図参照）

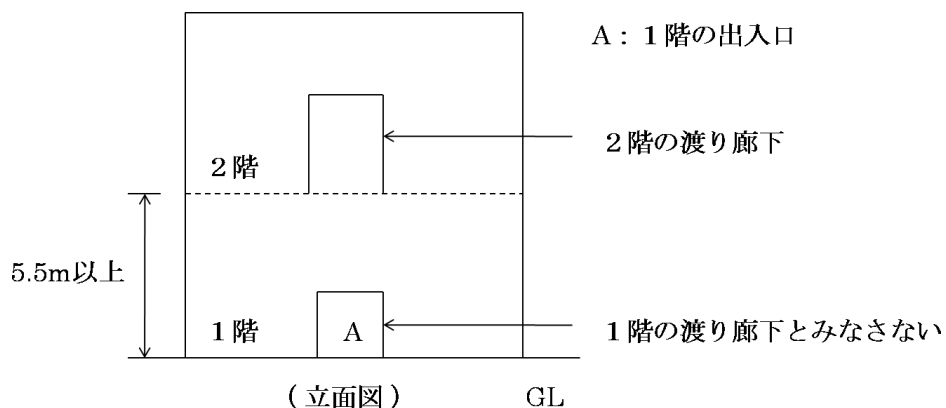
ただし、渡り廊下の下端からその床面（地盤面）までの距離が5.5m以上となる下部通路又は渡り廊下より2階層以上離れた部分を下部通路として利用するものは、この限りでない。（第3－8図参照）

渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するもの

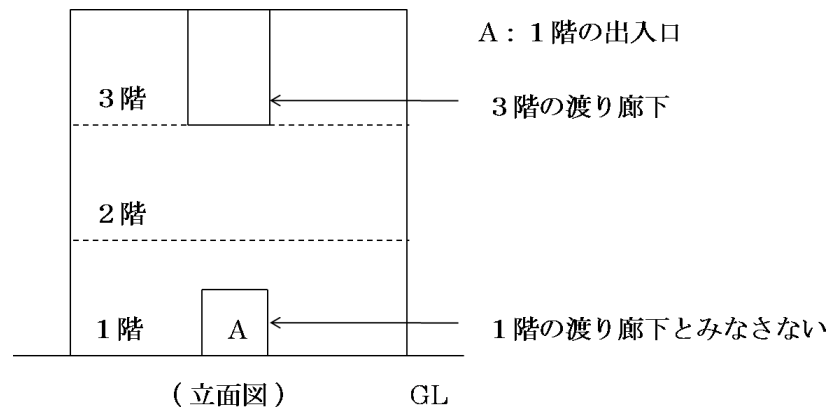


第2－7図

① 渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するが、渡り廊下の下端から地盤面まで5.5m以上離れているもの



- ② 渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するが、渡り廊下の下端から２階層以上離れているもの

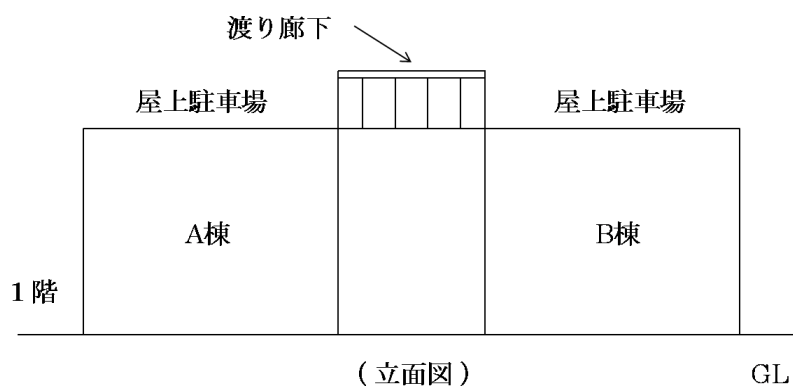


第２－８図

- （５） 渡り廊下（有効幅員が前２．（１）．イに適合するものに限る。）によって建築物の屋上相互を接続する場合（塔屋等に接続するものを除く。）は、別棟として取り扱う。（第３－９図参照）

ただし、渡り廊下の下部を通路等にするものは、前（４）により取り扱う。

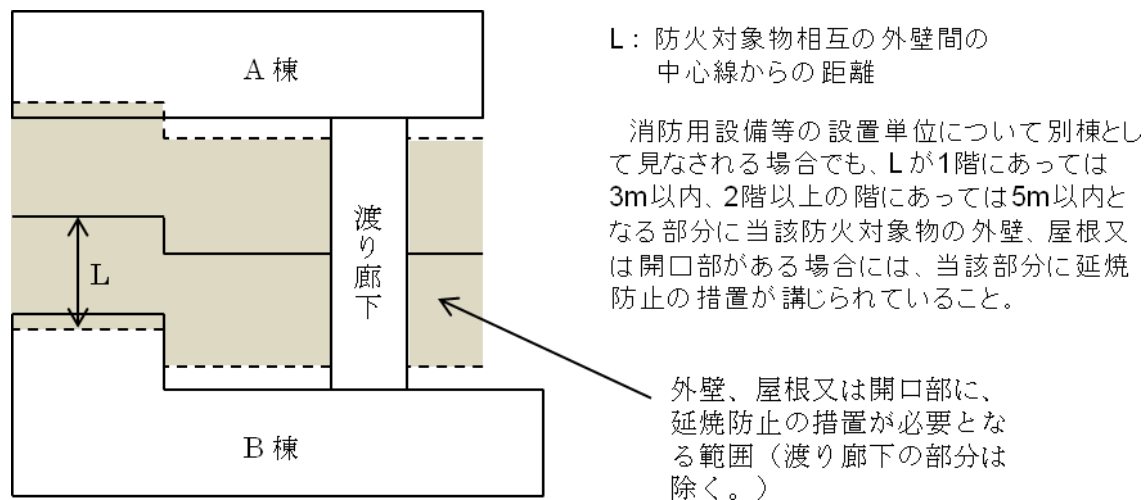
渡り廊下によって建築物の屋上相互を接続する場合は、別棟として取り扱う



第２－９図

- (6) 前2により、別棟としてみなされた場合でも、建築基準法令上は一の建築物として取り扱われるものにあつては、別棟としてみなされる防火対象物の相互の外壁間の中心線から、1階にあつては3m以内、2階にあつては5m以内の距離に外壁又は屋根がある場合（渡り廊下の部分は除く。）には、前2. (1). ウ. (ウ). a又はbにより当該部分への延焼防止措置が講じられていること。

なお、当該部分に開口部を設ける場合は、当該開口部を防火設備とすること。
(第3-10図参照)



第2-10図

- (7) 消防用設備等の設置については、渡り廊下等の部分を含め設置すること。◆⑥
- (8) 建基法第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取り扱うこと。
- (9) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、別の建築物として取り扱うことができる。◆⑦
- ア 渡り廊下等は、すべて不燃材料で造られていること。
- イ 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。
- ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3m以内、2階以上の階にあつては5m以内の範囲に存しないこと。
- (10) 防火対象物の接続がその特殊性から前2又は前3に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

- ◆①「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日消防安第26号）
- ◆②「『消防用設備等の設置単位について』に関する疑義について」（昭和53年2月21日消防予第32号）
「消防用設備等の設置単位等について」（昭和53年9月9日消防予第174号）問1
- ◆③「別棟扱いの場合の距離の測定」（昭和55年3月12日消防予第37号）
- ◆④「消防用設備等の設置基準及び設置単位に関する疑義について」（昭和54年10月31日消防予208号）問3
- ◆⑤「消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について」（昭和54年6月22日消防予第118号）問49
- ◆⑥「消防用設備等に設置に関する疑義について」（昭和58年4月14日消防予第62号）
- ◆⑦「予防業務上の疑義事項について」（昭和55年11月12日消防予第244号）